

デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するための
厚生労働省関係省令の一部を改正する省令案
(最低賃金法施行規則の一部改正関係) について (概要)

【1. 概要】

- 令和4年12月末の第6回「デジタル臨時行政調査会」において公表された工程表に基づき、書面掲示等の7項目のアナログ規制について、順次見直しが行われている。
- 当該工程表において、最低賃金法施行規則は令和5年度中が見直し期限となっており、「労働安全衛生規則及びこれに基づく命令に係る登録及び指定に関する省令」等と束ね、書面での掲示を求めている規定について、ホームページ等によるオンラインでの掲示を基本とするよう見直しを行う。

【2. スケジュール】

公布日 令和5年12月下旬 (予定)
 施行期日 令和6年3月31日

【3. 最低賃金法施行規則の改正案】

改正後	改正前
<p>(最低賃金審議会の意見の要旨の公示) 第7条 法第11条第1項(法第15条第3項において準用する場合を含む。)の規定による公示は、厚生労働大臣の職権に係る事案については厚生労働大臣が官報に掲載することにより、都道府県労働局長の職権に係る事案については当該都道府県労働局長が当該都道府県労働局のウェブサイトに掲載することにより行うものとする。ただし、当該都道府県労働局長が当該都道府県労働局のウェブサイトに掲載することが困難である場合には、当該都道府県労働局の掲示場に掲示することにより行うものとする。</p>	<p>(最低賃金審議会の意見の要旨の公示) 第7条 法第11条第1項(法第15条第3項において準用する場合を含む。)の規定による公示は、厚生労働大臣の職権に係る事案については厚生労働大臣が官報に掲載することにより、都道府県労働局長の職権に係る事案については当該都道府県労働局長が当該都道府県労働局の掲示場に掲示することにより行うものとする。</p>

- (※)「法第11条第1項の規定による公示」とは、都道府県労働局長が地域別最低賃金を決定する際に聴く、地方最低賃金審議会の意見の要旨の公示をいう。【地賃の答申の公示】
 また、括弧書き中にある「法第15条第3項において準用する場合」とは、都道府県労働局長が特定最低賃金を決定する際に聴く、地方最低賃金審議会の意見の要旨の公示をいう。【特賃の答申の公示】